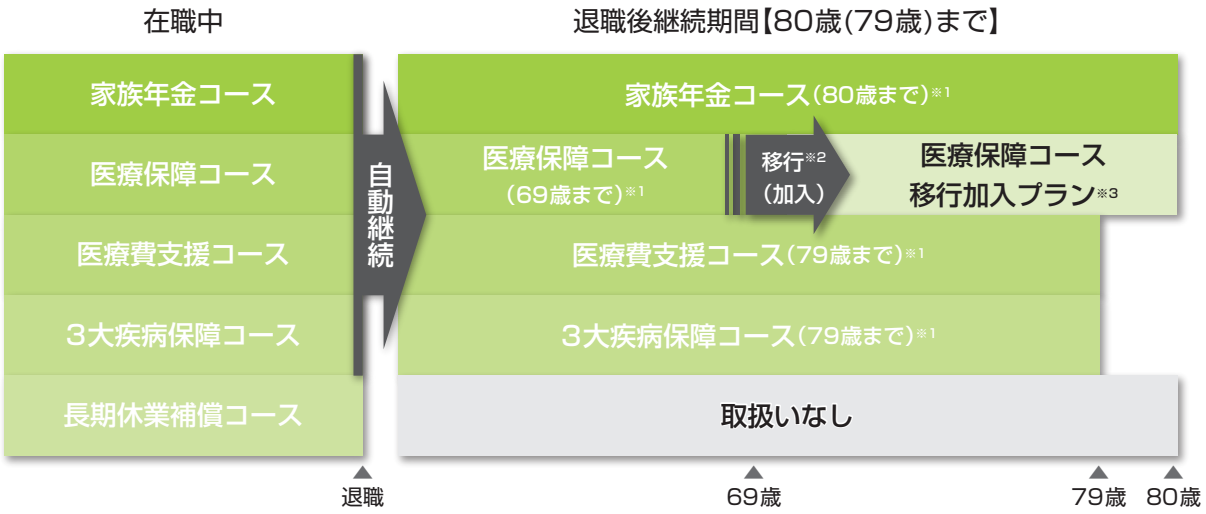
日本私立学校振興・共済事業団　「共済定期保険事業」

退職後※の取扱いについて

※任意継続の脱退も含みます。

令和8年度より退職後も最長80歳（保険年齢）まで継続可能となりました。

（1）退職後のイメージ



※1 家族年金コース、医療保障コース、医療費支援コース、3大疾病保障コースの保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
家族年金コースの継続最高年齢は80歳で満了時年齢は81歳となります。
3大疾病保障コースの継続最高年齢は79歳で満了時年齢は80歳となります。
医療保障コースの継続最高年齢は69歳で満了時年齢は70歳となります。
医療費支援コースの継続最高年齢は79歳で満了年齢は80歳となります。

※2 継続期間満了となる方で退職（脱退）日直前まで加入した方は、最長80歳満了の医療保障コース移行加入プランへ移行加入が可能です。満了2ヵ月前ころにご案内いたします。

※3 医療保障コース移行加入プランの保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
医療保障コース移行加入プランの継続最高年齢は79歳で満了時年齢は80歳となります。
医療保障コース移行加入プランは、今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

制度内容等詳細については、パンフレットをご覧ください。

＊＊　「共済定期保険事業」についての照会先　＊＊

共済定期保険専用フリーダイヤル　0120（716）267

（平日　9：00～17：15）

日本私立学校振興・共済事業団　共済事業本部　貯金・貸付課　貯金係

（2）退職後の取り扱い

令和8年度より共済定期保険事業は退職後も最長80歳（保険年齢）まで継続可能となりました。

ただし、退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入（保険料を2回以上振替）していることが必要です。（退職時の年齢は問いません）

継続可能年齢（更新可能年齢）（注1）

家族年金コース〔※〕	**80歳**
3大疾病保障コースおよび医療費支援コース	**79歳**
医療保障コース（注2）	**69歳**

〔※〕家族年金コースは、更新日（令和9年4 月1日）現在、71歳から75歳の方が加入できる保険金額の上限は500万円（D型）、76歳から80歳の方が加入できる保険金額の上限は300万円（E型）となります。
このため、更新日に71歳となる方で、保険金額1,000万円以上の型（X型・Y型・A型・B型・C型）にご加入の場合、保険金額は500万円（D型）に変更となり、また、76歳となる方は保険金額は300万円（E型）に変更となります。同様に、更新日に76歳になる配偶者で、保険金額500万円に加入している場合は、保険金額が300万円に変更になります。（配偶者の保険金額は本人を超えてのお申し込みはできないため、本人の変更と併せて変更となる場合があります。）

（注1）年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6 ヵ月以下は切り捨て、6 ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢70歳＝令和9年4月1日現在満69歳6 ヵ月を超え満70歳6 ヵ月まで。

（注2）継続期間満了となる方は、最長80歳満了の医療保障コース移行加入プランへ移行加入が可能です。満了2 ヵ月前ころにご案内いたします。
医療保障コース移行加入プランは、今後の環境の変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。

家族年金コースの保険金額（上限）



※更新時の保険年齢が71歳、76歳になる場合、自動的に上限の保険金額（型）に変更されます。

現在ご加入の方

今年度ご退職予定の方は、（お申し出のない場合は）自動継続となります。
（ただし、退職時に継続して1年以上共済定期保険事業に加入（保険料を2回以上振替）していることが必要となります。）

現在未加入の方（イメージ）

今回の募集（令和9年4月1日加入）でご加入いただくことで、令和10年3月末（以降）に退職した場合、継続加入が可能です。

令和10年3月末に退職した場合　加入期間が1年以上となるため、**退職後継続ができます。**



（3）退職時の手続きについて

原則手続きは不要です。

①退職し任意継続加入者となる場合は、任意継続期間中も自動的に更新されます。

②退職又は任意継続の脱退をする場合で継続要件にあてはまる場合は、資格喪失日以降も自動的に更新されます。

①及び②にあてはまらない場合は、加入者の資格喪失後に既払込保険料の保障期間（6か月）までを保障し、その後は自動的に脱退となり、継続加入できません。退職にともない脱退を希望する場合のみ、「退職脱退申出書」を保障期間開始前（3月31日又は9月30日）までに提出してください。

（4）退職後も継続加入した場合の諸手続きについて

退職後の変更および請求については、共済定期保険専用フリーダイヤルまでお問い合わせください。下記②～⑦の諸手続き資料はフリーダイヤルにお問い合わせいただくと自宅宛てに発送します。なお、住所・電話番号は、生命保険料控除証明書に同封する「住所・電話番号変更連絡票」でも手続きできます。

※お問い合わせの際には**加入者等記号・番号（生命保険料控除証明書では被保険者番号と記載）**が必要となります。

①加入内容を変更する場合 （脱退を含む）	加入内容を変更する場合は、年1回11月1日～11月30日の後期募集期間に所定の申込書に記入のうえ提出してください。翌年4月から新しい内容で保障が開始されます。 **※新規加入、増額はできません。減額、脱退のみ変更できます。** **※年度途中での任意脱退は原則できません。** **※制度内容等については私学共済事業ホームページ掲載のパンフレットをご確認ください。** https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/fukushi/tumikyo_teiki/
②振替口座を変更する場合	「共済定期保険事業　振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。 ・3月22日※の振替口座を変更する場合・・・1月25日私学事業団必着 ・9月22日※の振替口座を変更する場合・・・7月25日私学事業団必着 ※土日祝日の場合は翌営業日となります
③住所や電話番号を変更する場合	「共済定期保険事業　振替口座・住所・電話番号変更申出書」を提出してください。 **※特に住所変更については速やかに提出してください。**
④氏名を変更する場合	「共済定期保険事業　氏名・性別・生年月日変更申込書」を提出してください。
⑤受取人を変更する場合	「共済定期保険事業　保険金受取人・指定代理請求者変更申出書」を提出してください。
⑥配偶者、こどもの異動	配偶者の除籍、こどもの除籍または扶養から外れたなどの理由で、加入資格がなくなった場合は速やかに連絡してください。
⑦保険金、給付金の請求をする場合	保険金・給付金請求書等を提出してください。

（5）年間スケジュール（予定）

4月1日	責任開始期（加入日）
6月下旬	配当金のお知らせ　送付（※前年度の加入者に送付）（送金日：6月下旬）
9月	保険料口座振替のご案内とご加入のご通知　送付（振替日：9月22日）
10月	生命保険料控除証明書　送付（住所・電話番号変更連絡票同封）
11月1日～30日	後期募集
3月	保険料口座振替のご案内とご加入のご通知　送付（振替日：3月22日）

※振替日が土日祝日の場合は翌営業日となります

各コースの正式名称は以下のとおりです。

・家族年金コース（こども特約付年金払特約付団体定期保険）
・医療保障コース（家族特約付医療保障保険（団体型））
・医療費支援コース（医療保険）
・3大疾病保障コース（7大疾病保障特約付がん・上皮内新生物保障特約付リビング・ニーズ特約付代理請求特約［Y］付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型））
・長期休業補償コース（精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険）

【加入手続き等に関するお問い合わせ先】
明治安田生命保険相互会社　特定公法人業務推進部　特定公法人業務推進第二グループ
TEL：03-3283-3360（受付時間 9：00～17：00 除土日・祝日）

MY－A－27－LF－000125